

高知県立大学共催及び後援事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県立大学（以下「本学」という。）が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画、運営に参画し、また経費の一部を負担するなど、当該事業について責任の一部を負担することをいう。

(2) 後援 事業の実施について賛同することをいう。

(名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「高知県立大学」とする。

(承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めるものについては、共催又は後援の承認をすることができるものとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、別記第1号様式又は次の事項を記載した書面により、原則として名義使用開始の14日前までに、学長に提出するものとする。

(1) 事業の名称、目的及び内容

(2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先

(3) 開催日時（期間）及び開催場所

(4) 参加対象者及び参加見込者数

(5) 他の共催者及び後援者（予定者を含む）

(6) 入場料金その他参考事項

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する名義の使用については、共催又は後援の申請のあった事業の内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(事業の完了報告)

第9条 事業の主催者は、共催又は後援の承認を受けた事業が完了したときは、別記第3号様式又はそれにかわる報告を遅滞なく書面で学長に提出するものとする。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。）は、警告書を出すとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

（雑則）

第11条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第9条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 健康、福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で本学の取組みの円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く。）
事業内容についての承認基準	1 本学の運営方針及び公序良俗に反しないものであること。 2 事業の目的が、本学の取組みの推進に寄与するもので、公益性があるものであること 3 行事等の実施に当たって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられており、かつ、開催場所がその行事を行うに当たり不適切でないこと。 4 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。 5 特定の団体又は個人の利益を目的とするものでないこと。 6 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと。 7 本学が負担する責任の範囲が明確になっているものであること。

備考

1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかの項目に該当しなければならない。

2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から7までのすべての項目に該当しなければならない。

別表2（第4条関係）

後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関
--------------	---

	3 健康、福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で本学の取組みの円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く。）
事業内容についての承認基準	1 公序良俗に反しないものであること。 2 事業の目的が、本学の取組みの推進に寄与するもので、公益性があるものであること 3 行事等の実施に当たって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられており、かつ、開催場所がその行事を行うに当たり不適切でないこと。 4 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。 5 特定の団体又は個人の利益を目的とするものでないこと。 6 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと。

備考

1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかの項目に該当しなければならない。

2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から6までのすべての項目に該当しなければならない。

3 事業内容が、広く公衆に自らの主義主張を伝えるもの（講演会、講座等）であっても、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準2に該当するものとし、「高知県立大学は公益に資する自由な議論の場の確保のため当該事業を後援している」旨の文言を配布チラシ等に明記することを条件に、承認するものとする。

[第1号様式](#)

[第2号様式](#)

[第3号様式](#)